

広島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十九年七月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢野安浦線	呉市安浦町中央二丁目二四一番一〇地先から 呉市安浦町中央二丁目二四一番一〇地先まで	平成二十九年七月十三日